

公益社団法人日本鑄造工学会 中国四国支部規則

昭和27年3月19日 制定
昭和28年5月24日 改定
昭和37年6月27日 改定
昭和50年6月18日 改定
平成3年6月14日 改定
平成5年6月11日 改定
平成7年6月5日 改定
平成17年6月16日 改定
平成24年5月28日 改定
平成28年4月21日 改定
令和2年4月21日 改定

第一章 総 則

- 第1条 本支部は、公益社団法人日本鑄造工学会中国四国支部という。
- 第2条 本支部の事務所は、中国四国地区内に置く。
- 第3条 本支部は、岡山、広島、山口、鳥取、島根、香川、愛媛、徳島、高知の9県に在住する会員をもって組織する。
- 第4条 本支部は、日本鑄造工学会設立の趣旨に則り、当該地区の関係技術の研究改良を行うと共にその普及向上を計り、もって地方鑄造業振興発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本支部は、次の事業を行う。
- (1) 講演会、講習会、座談会
 - (2) 技術研究会及び工場見学会
 - (3) 支部功労者及び優秀技術者の表彰
 - (4) その他支部の目的を達するための必要と認める事項

第二章 会員および構成員

- 第6条 本支部構成員は次の4種とする。
- (1) 正会員 (2) 学生会員 (3) 維持会員 (4) 賛助会社
- 第7条 構成員の資格
1. 支部所属の日本鑄造工学会会員
 - (1) 正会員 第3条に規定する日本鑄造工学会 会員（本部定款に準ずる）
 - (2) 学生会員 第3条に規定する日本鑄造工学会 学生会員（本部定款に準ずる）
 - (3) 維持会員 中国四国支部に所属する日本鑄造工学会 維持会員（本部定款に準ずる）
 2. 支部賛助会社
当支部の趣旨に賛同する法人を賛助会社とする

第三章 役 員

- 第8条 本支部に次の役員を置く。
- (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 2名以内 (3) 顧問 若干名
(4) 理事 20名以上26名以内 (5) 監事 2名 (6) 常任理事 10名以内
- 第9条 役員の選任は、次のとおり行い任期は2か年とし、再任を妨げない。ただし、支部長は2期連続して就任したものは、次の期連続して就任することはできない。補充の場合の任期は前任者の残存期間とする。
- (1) 理 事 会員の内から会員の投票と5名以内の理事会からの推薦で選出し、支部総会で選任する。

- (2) 支 部 長 理事の内から理事会において互選で選出し、会長が委嘱する。
- (3) 副支部長 理事の内から支部長が指名する。
- (4) 顧 問 支部運営に功劳あった者とし、理事会の決議を経て支部長がこれを決定する。
- (5) 監 事 理事以外の会員の内から支部長が指名し、総会で選任する。
- (6) 常任理事 理事の内から支部長が指名する。

第10条 支部長は、本支部を代表し会務を総括する。副支部長は、支部長を補佐し支部長の支障あるときは代行する。

第四章 会 議

第11条 理事は、理事会を構成し支部の事業、運営等、重要事項を決議する。この理事会の議長は、支部長とする。

第12条 常任理事は、諸行事及び通常の会務の実施について協議の上、処理するものとする。

第13条 支部の事業を遂行するため支部総会、理事会、常任理事会、役員（理事、監事）会を開く。

ただし、理事会、常任理事会、役員会は必要に応じ、また総会は、年1回以上、通常総会、臨時総会に区別して開き、各々の会議の招集は支部長が行い、また議長となる。

第14条 1. 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が、常任理事会、役員会は2分の1以上の者が出席しなければ議事を決議することができない。

2. 当該議事は、出席者の過半数の意見により可否を決め、可否同数の時は議長の決するところとする。

第15条 次の決議事項は、総会の議を経なければならない。

- 1. 事業計画、収支予算についての事項
- 2. 事業報告、収支決算についての事項
- 3. 本規則改正についての事項
- 4. 役員改選についての事項
- 5. その他重要事項で理事会において必要と認めるもの

第16条 1. 総会は、当該議事につき代理人、または書面をもって表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の議事は、会員の過半数の出席により、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 資産及び経費

第17条 本支部の経費は、本部の補助金、寄附金、その他の収入により支弁する。

第18条 本支部の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条 本規則に定めない事項については、本部規則に準ずるものとする。

第六章 附 則

第20条 顧問は、支部の行う諸行事及び諸会議に出席し、意見を述べることができる。

第21条 本規則の変更は、支部総会の同意を得た上で、本部理事会の承認を得なければならない。

付則 この規則は、令和2年4月21日より施行する。

この規則の記載内容が正しいことを証明します。

令和2年4月21日

〒733-0013 広島市西区横川新町8番25号 広島県铸物会館ビル三階（広島県铸物工業協同組合内）

公益社団法人 日本铸造工学会中国四国支部

支部長 松木 一弘 印